

# 名桜大学セクシュアル・ハラスメント防止規程

(平成22年4月1日制定)

## (趣旨)

第1条 この規程は、良好な大学環境の確保及び学生並びに教職員の利益の保護を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 教職員が学生等及び関係者並びに他の教職員を不快にさせる性的な言動並びに学生等及び関係者が教職員を不快にさせる性的な言動をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため学生等の修学上又は教職員の就労上の環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して学生等の修学上の不利益又は教職員が就労上の不利益を受けることをいう。

## (所属長の責務)

第3条 所属長は、学生等の修業上の環境が害されないため、また、教職員がその能力を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する学生等及び教職員の対応に起因して学生等及び当該教職員が不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

## (教職員の責務)

第4条 教職員は、次条の指針に定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- 2 所属長は、学生の就業環境の確保及び教職員の良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

## (教職員に対する指針)

第5条 学長は、セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために教職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において、教職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。

## (研修等)

第6条 学長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、

啓発活動を実施するとともに必要な研修等を実施するよう努めるものとする。

- 2 学長は、新たに教職員となった者に対してセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに所属長となった教職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

(苦情相談の窓口)

第7条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談の窓口は総務課とし、苦情相談が寄せられた場合には、速やかに学長に報告するものとする。

(苦情相談への対応)

第8条 学長は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が教職員及び学生からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会が苦情相談を受けるのに必要な体制を整備するものとする。

- 2 委員は、学長が指名する若干人とする。
- 3 委員長は、学長が指名する。

(委員会の責務)

第9条 委員会は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、委員は、学長が定める苦情相談に対応するに当たり留意する事項についての指針に十分留意しなければならない。

- 2 委員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 理事長、学長、部局館長その他の職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談及び事実関係の確認に協力をしたこと等を理由とした不利益な取扱いをしてはならない。

(改廃)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長の承認を得て委員会が別に定める。

- 2 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月28日)

この規程は、平成26年5月28日から施行する。